

第98号議案

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

品川区長 濱 野 健

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）

の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120」を「および12月に支給する場合には100分の115」に改め、同項ただし書中「に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100」を「および12月に支給する場合には100分の95」に改める。

第2条 学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「および12月に支給する場合には100分の115」を「に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5」に改め、同項ただし書中「および12月に支給する場合には100分の95」を「に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(説明) 学校教育職員の期末手当に係る支給月数を改める必要がある。